「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」 (いわゆる WMD 委員会) 最終報告書の概要

平成17年4月1日 北米第一課

科臣臣官官官 警儀信在オ

验官副副副 副

官官官秘秘秘稿 副副政政政

> 米国時間3月31日、大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会(いわゆる WMD 配委員会)は、最終報告書を発表したところ、その概要次のとおり。本報告書は600ページ 別の場所以上に及び、大量破壊兵器に関する過去の情報機構の活動を検証した上で、今後の情報機構 のあり方に関し74の提言を行っている。全文は、http://www.wmd.govにて入手可能。

なお、本報告書を大統領に送付する書簡の中で、イラクについて、情報機構は、対イラク to家人会史図武力行使前の大量破壊兵器に関するほとんどの判断について完全に誤っていた(the Intelligence Community was dead wrong in almost all of its pre-war judgments about Iraq's weapons of mass destruction.) と指摘している。

専 支 環

公訪情厚研

参兴交協人 (参考)「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」

- 2004年2月6日、ブッシュ大統領が大統領令第13328号をもって設立した独立 調査委員会。チャールズ・ロブ前バージニア州知事(元上院議員)及びローレンス・シ ルバーマン米国コロンビア特別区巡回控訴裁判所上級巡回裁判官が共同議長。
- 大量破壊兵器及びその運搬手段、関連技術・物資等の開発・移転等に関し、米国情報機 構が適時に発見・警告等を行う上で十分な権限、組織、装備、訓練等を与えられている かを評価し、その情報収集、分析、伝達能力と課題を検討することを目的とし設立。

審軍化通不原科

総企安富国平

審地中東洋 審北東 審任一西

参一二保地

参中南リブ 審政東中交

審西口支

维....二 審一了

審政博紛忍安 審調買知太

参機ザ連ア統 審政国技無 審計民聚 審評區有

審国条約 審政サ安対旅外

在外公館 部在外公館 沖 太成.

1. 総論

- 対イラク武力行使前、米国政府は、サダム・フセインが核兵器計画を再構築し、生物兵器 と移動式兵器生産施設を所有し、化学兵器を備蓄し製造していたと世界に対し主張したが、 武力行使後、どの点についても確認できなかった。この失敗は、主に情報分析者がサダム の意図に関する想定に執着しすぎたことによるものであるが、情報収集、政策決定者との 意思疎通面での失敗もあった。
 - 1947年の国家安全保障法成立以来、情報機構は専らソ連の脅威に対応すべく訓練され てきた。現在、情報機関の重点的なターゲット数はより多く、その性格もバラバラである。 また、大量破壊兵器は、察知することが困難である。
- 現在、情報機構はその日に必要な戦術的要求を満たすことに追われている。我々は、「戦 略的」能力を有した情報機構を必要としており、情報機構は、今日の困難なターゲットに 浸透するための長期的な計画を立案し、将来の脅威を形成する政治的・社会的トレンドを 認識する能力を有していなければならない。情報機構は、現在、分断され、緩やかにマネ 一ジされ、連携は乏しいが、我々は統合された情報機構を必要とする。同時に、分析の多 様性を維持し、情報機関及び分析官間で構築的な議論を行うことを促進する情報機構を必 要とする。
- 21世紀の脅威に成功裏に立ち向かうには、情報機構は抜本的な変革を必要とする。 我々 の調査の途中、議会は情報機構改革法 (Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004) を成立させ、国家情報長官(DNI) が新設された。我々は、特に DNI の大きな責任 に見合ったツールを与えることに焦点を当てた。

(注) 導入部分において、最終報告書は、以下の但し書きを付している。

- 委員会の主要課題は、情報機構が如何にイラクにおいて過ちを犯したかを調査し、将来そ のような過ちを防ぐための変化を提言することである。
- 情報機構を改善しても、大量破壊兵器の脅威は続くのであり、拡散に対抗するために、規

甲第三四号証

制、軍事、外交面での全ての国家の能力を使用すべきである。

・委員会の任務は、サダム・フセインが大量破壊兵器を有していたかを決定することではなく、何故情報機構の武力行使前の評価が、武力行使後、イラク監視グループ (ISG) が発見した結果と異なったのかを調査することである。また、委員会は、政策決定者が情報機構から受け取った情報評価を如何に使用したかを調査する任務は与えられなかった。

2. 過去の事例の検証

(1) イラク

- 2002年10月の国家情報評価 (NIE) のイラクの核兵器開発、生物兵器、化学兵器等に関する評価には、多くの間違いがあった。イラクは米国と戦争を行ったことがある明白な敵対国家であり、10年間の努力にもかかわらず、情報機構はイラグの兵器計画の状況につき良い情報を得ていなかった。
- ・情報機構は有していない情報につき分析し配布することはできないというのが第1の教訓である。第2の教訓は、良い情報がなかったために、分析者と情報収集者は、イラクの過去の行動と意図から導き出された古い想定や推定に頼ったことである。情報機構は、湾岸戦争後、戦前の評価よりもイラクの核計画が進んでいたような間違いを二度と犯さないよう決意しており、また敵を過小評価する危険は、同時多発テロを受け強まっていた。このため、1990年代を通じ、情報機構はイラクが核、生物、科学兵器の技術的専門知識を有し、生物・化学兵器の生産能力を維持し、化学剤等の備蓄を有していると想定してきた。情報収集者と分析者は、イラクが備蓄と兵器計画を有するという彼らの理論を支持するいかなる証拠も受け入れ、他の方向を示す証拠を無視した。NIE は、基盤となった情報が如何に弱いものであるか明確にしなかった。
- 委員会は、情報分析者が政策決定者により圧力をかけられた可能性についても精査したが、 イラク兵器問題に関係した分析者は全員、政治圧力により分析評価を曲げたり変えたりしなかったことに同意した。

(2) 他の事例

- ・ リビアは成功例であり、情報機構はリビアの核・化学兵器計画を正しく評価し、また、 AQ カーンのネットワークに浸透し、米国政府はリビアに兵器計画を解体させるよう圧力 をかけることができた。
- テロ対策においては、同時多発テロ以降、情報機構は大きな進展を遂げた。
- イラン、北朝鮮、中国、ロシアを含む国々における拡散の脅威についても調査したが、本 公開報告書では、その結果の多くについて議論することはできない。

3. 事例検証から得られた教訓

- (1) 下手な目標設定—我々の最大関心事項に関する情報を得ておらず、情報機構は、長期 的な調整された情報収集戦略を構築していない。
- (2) 力強い分析が欠如しており、分析のノウハウを強化しなければならない。分析の成果物に、情報機構がその問題についてどの程度知らないことがあるのか、どの程度推測に基づく結論なのかが明らかにされていない。兵器システムに関する専門知識やイスラム過激主義の専門家集団は十分ではない。また、公開情報が十分活用されていない。
- (3) 政治文脈の欠如と想像: NIE は、イラクの政治社会状況やイラクの指導層の動機や意図に関する真剣な分析をほとんど行っておらず、この意味で想像力を欠いている。
- (4) 毎日の情報成果物の過剰強調及び標準以下の働き:大統領への毎日のブリーフィング (PDB) 等の毎日の情報成果物は、注意を引くような見出しやその繰り返しにより、 極めて少ない情報源に基づく情報であっても、多くの関連報告が存在するかのような 印象を政策決定者に与えている。
- (5) 不適切な情報共有:テロ対策においては情報共有は改善したが、不拡散含む他の分野





では、情報共有は進んでいない。

- (6) 弱いヒューマン・インテリジェンス:2002年 NIE が作成された際、米国はイラク の兵器計画に関するヒューマン・インテリジェンスをほとんど有していなかった。
- (7) 伝統的なシグナル・インテリジェンスへの挑戦:通信技術の変化により新たな課題が 生まれており、イラクにおいて情報機構はイラクの通信の重要部分に対するアクセス を失っており、かかるアクセスの再構築が重要課題。
- (8) 非通常兵器計画に対する伝統的なイメージ・インテリジェンスの有用性の低下:ソ連軍に対しては有用であった画像収集システムは、イラクの非通常兵器計画等に関し効果的でなかった。また、伝統的なイメージ・インテリジェンスは、化学・生物兵器施設に関しほとんど有用でない。
- (9) MASINT (Measurement and Signature Intelligence:測定情報及び特性情報、様々なセンサーからの情報を統合して解析すること)が十分発展されていない:イラクにおいてMASINT はほとんど役割を果たさなかった。
- (10)強固なリーダーシップの欠如:情報機関間の縄張り争いにより、決定を行いその結果を情報機構全ての機関に押しつけることが困難となっている。

4. 変革のための提言

- (1) リーダーシップとマネージメント:統合された情報機構の構築
- ・ 情報機構における強いリーダーシップとマネージメントは不可欠であり、これは国家情報 長官の任務。
- ・ 国家情報長官は、戦略的で情報機構全体のレベルで重要任務にあたる体制とプロセスを必要とし、国家情報長官の元に重要任務に関する何人かの「任務マネージャー」を置くことを提言する。
- 国家拡散対抗センター (National Counter Proliferation Center: NCPC) の創設を支持する。 NCPC は比較的小規模で、核、生物、化学兵器に関する情報機構全体の分析及び情報収集 を監督する管理・調整機能を主に行うべきである。
- 現代的な労働力を築くため、国家情報長官オフィスに新たな人事部を設け、情報機構全体の人事政策を策定すること等を提言。
- 情報機構外部からの持続的な監督及び内部の自省メカニズムを構築する。

(2) 統合され革新的な情報収集

- 情報収集を「統合された事業」として行う情報機構の新たなプロセスを策定する。
- ヒューマン・インテリジェンス部を CIA 内に新設する。
- 革新的なヒューマン・インテリジェンス技術を開発する。
- CIA 内部に公開情報部門を創設する。
- MASINT (Measurement and Signature Intelligence)を再検討する。

(3) 分析を変革する

- 任務マネージャーに特定の課題に関する分析努力調整の権限を与える。
- 長期・戦術的分析を強化する。
- * 多様で独立の分析を促進する。
- 分析の正確さとノウハウを改善する。
- ・ 政策決定者への情報伝達を改善する。
- 分析者により多くを要求する。

(4) 情報共有

情報共有を確保するため、国家情調長官の元に情報共有と秘密保安の担当を置くこと等を 提言。

- (5) 国内における情報:FBI、司法省、国土安全保障省
- ・ FBI を情報機構に統合する。FBI 内に情報部局に加え国家安全保障部局を創設する。
- * 米国内における外国に関する情報収集につきより良い協調メカニズムを確保する。
- プロ・情報関連機関で未だ組織改革が行われていない司法省を改革する。
- 国土安全保障省と情報機構の関係を強化する。

(6) 対諜報活動

対諜報活動を強化するため、国家対諜報活動局の権限強化等を提言。

(7) 秘密工作

- 公表される報告書には詳述できないとして、一般的に、拡散防止、テロ対策分野における 秘密工作活動が革新的なものとすること等を提言。

(7) 拡散への対応

- 情報機構は生物兵器に関する深い技術的知識を有しておらず、生物化学者と協力する。
- 生物化学に関する情報収集を情報機構内の優先事項とする。
- あらゆる方法をもって生物兵器に関する情報収集を強化する。
- ・変化する核拡散の脅威に情報機構が適応する。
- 核、生物、化学兵器関連物資の輸送阻止を情報機構が支援する。
- 法的・規制面でのメカニズムを活用して拡散に対抗する。

(参考)報告書の項目

- 第1部:過去の事例の検証
- (1) 事例研究(イラク)
- (2) 事例研究(リピア)
- (3) 事例研究 (アフガニスタンのアル・カーイダ)
- (4) テロリズム(今日の脅威への対処)
- (5) イラン、北朝鮮(核開発の監視)

第2部:将来への提言

- (6) リーダーシップと管理(情報機構の統合の推進)
- (7) 情報収集
- (8)情報分析
- (9)情報共有
- (10) 国内インテリジェンス (FBI、司法省、国土安全保障省)
- (11) 対諜報活動
- (12) 秘密工作
- (13) 不拡散
- (14) 結論

別添A:大統領命令第13328

別添B:発見及び提言のリスト

別添C:情報機構の概要

別添D:凡例